

件名	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	福祉課
関係課	—
改正対象	災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年松前町条例第22号）
根拠法令等	○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）
制定（改正）理由	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年政令第27号）により、災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部が改正されたことに伴う改正。
制定（改正）の主な内容	<p>（1）災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>①償還金の支払猶予（第13条関係）  災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができること。→改正</p> <p>②償還免除（第14条関係）  災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することができるものとする。→改正</p> <p>③報告等（第16条関係）  償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部もしくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要であると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができること。→改正</p> <p>④市町村における合議制の機関（第18条関係）  災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。→改正（設置する）</p> <p>（2）改正による条ずれ</p>
施行日	公布の日
【その他参考事項】	